



—東地中海・北アフリカ地域ニュース—

チュニジア：新憲法の成立

新憲法の成立

2013年夏から続く政治危機を打開するため、昨秋からチュニジア労働総連合（UGTT）仲介による与野党協議が行われていたところ、10月末にアリード内閣の辞職と超党派の暫定内閣を組閣する方向性で各派が合意した。本来は数週間という短期間に、アリード内閣の辞職、新首相の決定、暫定内閣の組閣、新憲法制定、選挙法制定、選挙日程決定、を済ませる予定だったが、協議は難航し、2013年12月14日に産業相のマフディー・ジュマアが与野党合意の新首相候補に決定した。そして、2014年1月26日、制憲議会で議員3分の2以上の賛成を得て、ようやく新憲法が可決された。2011年10月に制憲議会が成立してから2年3ヶ月が経過しての憲法成立となった。

新憲法の特徴

新憲法は、イスラーム主義のナフダ党と世俗勢力が相互に妥協した産物となった。

第1条で国教をイスラームと定めながらも、第2条では、世俗派が求めたように、チュニジアは法の支配に基づく「市民国家」(civil state, al dawla al madaniya: 世俗的国家の意味に近い)と規定された。エジプト憲法にあるような、シャリーアを主要な法源の1つとするという条項は、チュニジア憲法には入れられなかった。第6条では、国家は宗教(定冠詞付きの「宗教」なのでイスラームを意味すると考えられる)の保護者であるとされているが、同時に信仰の自由も保護すると書かれてある。つまり、イスラーム主義者と世俗派の要求が同時に盛り込まれた、矛盾とも解釈されかねない内容となっている。また、同6条には、不信仰者宣言(タクフィール)の禁止が追加された。

女性の権利については、ナフダ党が世俗派に妥協し、21条、40条、46条で、法の下での男女平等、就業機会における男女平等、選出議会における男女割合の平等が定められた。政教関係や信仰の自由に関して上記のような問題は残るものの、全体的には権利と自由が保障されたりベラルな憲法であると評価できる。

今後の政治日程、課題

新憲法が採択されたことで、チュニジア政治における不確定要素は大きく減った。しかし、政治的緊張(世俗派とイスラーム主義の対立)、経済的緊張(物価高騰による生活苦)の解決には長い時間が必要であり、しばらくは不安定な政治運営を強いられると予想される。

今後の政治日程としては、総選挙を目指し、選挙法の制定と選挙日程の決定を進めていくことになる。ジュマア暫定内閣は選挙管理内閣であるため、総選挙後に解散される予定である。

(金谷研究員)